

## WIPOにおける権利の制限と例外の動向について

### 1. 背景

知識へのアクセス向上（Access to knowledge）のために、現行の国際的な著作権保護のシステムにおいて、パブリックドメインの確保等を実現するための制限と例外の措置を設定すべき動きが途上国より発生。また、近年のインターネット等の普及によって、知識に容易にアクセスできる手段を得たにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが、知識へのアクセスの障壁となっているとされ、より利用を重視した制度への転換が必要であるとの認識を途上国が抱いている。

### 2. 検討の経緯及び現状

開発と知財問題を始めて取り上げた 2000 年の「国連ミレニアム開発目標」と 2001 年の WTO 閣僚会議（ドーハラウンド）で知財と開発問題を提案したことに端を発し、2004 年に WIPO において採択された「開発アジェンダ」以降、議論が始まった。具体的な検討は、2005 年の第 13 回著作権等常設委員会（以下、SCCR）において、中南米諸国による「権利制限と例外に関する提案」がなされ、2008 年の第 45 回一般総会において、SCCR におけるアジェンダとして勧告されて以来、議論が加速化。

途上国は、権利の制限と例外に関する法的な拘束力を持つ国際規範設定を目指すべきとの考えを主張している。一方、先進国は、権利の制限と例外の導入の検討は、スリー・ステップ・テストによって検証する方法が既に定着していることから、これを改める必要性はないとし、むしろ、具体的規定のあり方は、各国の国内事情を踏まえた柔軟な対応が不可欠であり、各国に委ねられるべきであることを主張している。

このような中、2009 年の第 18 回 SCCR において、中南米諸国が、世界盲人連合（以下、WBU）が作成した条約案を基にして、視覚障害者等に限定した条約案（以下、中南米案）を提案。2010 年の第 20 回 SCCR において、アメリカが視覚障害者等に限定した合意文書案（以下、米国案）、EU が視覚障害者等に限定した勧告草案（以下、EU 案）を提案。同 SCCR 会合において、アフリカグループが視覚障害者等に限定せず、障害者、教育及び研究機関、図書館並びに文書館を権利制限の範囲とした条約案（以下、アフリカ案）を提案したことから急速に議論が加速化。それに伴い、2010 年の第 21 回 SCCR において、具体的な今後の議論のスケジュール（※別紙）が決定し、今後、急速に国際的な枠組みの議論が進展する可能性が高い状況である。

## 2. WIPO・SCCR おける各提案

### 【中南米案】

- ・ 視覚障害者 (Visually Impaired Persons) の権利制限に限定
- ・ 法的拘束力を有する条約という位置づけ
- ・ 権利制限に該当する場合は、技術的保護手段を回避してもよいことを規定

### 【米国家案】

- ・ 活字障害者 (Persons with print disabilities) の権利制限に限定
- ・ 合意文書 (Consensus Instrument) という位置づけ
- ・ 著作物の輸出入に限定して規定

### 【EU 案】

- ・ 活字障害者 (Persons with print disabilities) の権利制限に限定
- ・ 共同勧告 (Joint Recommendation) という位置づけ
- ・ スリー・ステップ・テストの範囲内であることを明示的に規定

### 【アフリカ案】

- ・ 障害者、教育及び研究機関、図書館並びに公文書館の権利制限を規定
- ・ 法的拘束力を有する条約という位置づけ
- ・ 権利制限に該当する場合は、技術的保護手段を回避してもよいことを規定

## 3. 我が国の基本的方向性

視覚障害者の知識へのアクセスの向上、途上国への知識の移転に関しては、我が国としてもそれらの促進に向けて議論に積極的に貢献すべきである。一方、それを権利の制限と例外に関する法的拘束力を持つ国際規範設定で行うことに対しては、既に、ベルヌ条約第9条（2）の規定に基づくスリー・ステップ・テストをベースとして、各国が独自に導入可能。

また、実体面からすれば、①既に、多数の加盟国が権利の制限と例外の規定を有している、②それらの規定の設定に当たっては、権利者側との協力体制を構築しなければ機能せず、それゆえに、国内事情に応じたきめ細かい対応が必要である、ことから、法的拘束力を持つ枠組みではなく、各国の柔軟性を確保した枠組みとする方が有益であると考えられる。

なお、急速に国際的な議論がなされている状況を踏まえ、その動向に注視するとともに、スリー・ステップ・テストの範囲内で、我が国の対応の在り方について、引き続き議論を行うことが必要不可欠である。

## 権利制限と例外に関するスケジュール（第 21 回 SCCR 決定）

2011 年 6 月 第 22 回 SCCR	3 日間追加： <u>活字障害者・読書障害者</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>活字障害者・読書障害者</u> に関して集中的に議論を行う 総会への Recommendation について検討
2011 年 9 月 WIPO 総会	SCCR の Recommendation についての決定 ( <u>活字障害者・読書障害者</u> に関する権利制限と例外の議論)
2011 年 11 月 第 23 回 SCCR	3 日間追加： <u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論を行う
2012 年 5/6 月 第 24 回 SCCR	3 日間追加： <u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論 通常議題：権利制限と例外の議題では、 <u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論を行う 総会への Recommendation について検討
2012 年 9 月 WIPO 総会	SCCR の Recommendation についての決定 ( <u>図書館・アーカイブ</u> に関する権利制限と例外の議論) ( <u>教育・指導・研究機関、その他の障害者</u> に関する権利制限と例外の議論)